

「手話推進計画」改定素案に関する意見募集の結果及びこれに対する県の考え方

資料3

【内容区分】  
 1:計画全体に関するもの  
 2:手話の普及に関するもの  
 3:学校・地域で手話を学ぶ機会等の充実に関するもの  
 4:手話を学習するしくみづくりに関するもの  
 5:手話を使用される機会の充実に関するもの  
 6:手話通訳の充実等に関するもの  
 7:計画の推進体制及び進行管理に関するもの

【過去の意見の状況】  
 ①協議会（R2及びR3）  
 ②意見交換会（2回分）  
 ③団体ヒアリング

【意見反映区分】  
 A:新たな計画案に反映しました。  
 （ご意見の趣旨を既に記載している場合を含みます。）  
 B:新たな計画案には反映していませんが、御意見のあった施策等は既に取り組んでいます。  
 C:今後の政策運営の参考とします。  
 D:反映できません。

整理番号	素案ページ	大柱	中柱	施策	内容区分	意見要旨	(参考) 過去意見の状況	反映区分	県の考え方
1	10	I	1	1	2	手話を使っているろう者や手話通訳について、理解が深まるような施策をさらに進めてほしいと思います。	①R2-1, R3-2 ②R2 ③	A	手話だけではなく、手話やろう者・盲ろう者の理解が深まるような取組みを進めることとしており、手話通訳についても含めて、その取組みを進めてまいります。
2	10	I	1	1	2	一般の方には、手話をしっかり覚えるというよりも、手話の存在や、ろう者の存在を知り、尊重してもらうような方向での施策をきちんと進めてほしいと思います。	①R2-1, R3-2 ②R2	A	手話だけではなく、手話やろう者・盲ろう者の理解が深まるような取組みを進めることとしています。
3	10	I	1	1	2	手話普及に関しては、地域の手話サークルがあるので、そちらも何らか活用できるとよいと思います。	③	C	いただいた御意見も踏まえて、今後も引き続きよりよい周知方法について検討し、実施してまいります。
4	10	I	1	1	2	私の母はろう者ですが、いまだに日常生活で苦勞することがあります。手話の普及推進は、母のようなろう者や家族が社会生活を送るためには必須だと思います。ぜひ、さらに普及推進していただくをお願いします。		C	ろう者の状況も踏まえ、引き続き手話の普及推進に努めてまいります。
5	10	I	1	1	2	コロナ禍の中で、手話通訳者については、テレビでも見かける機会が多くなったが、コロナが収束したら目立たなくなるということではなく、これを契機に手話を使っているろう者のことや手話通訳者について、もっと理解が深まるような取組みを進めてほしい。	①R2-1, R2-2, R3-2 ③	C	手話だけではなく、手話やろう者・盲ろう者の理解が深まるような取組みを進めるとともに、いただいた御意見も踏まえて、今後も引き続きよりよい周知方法について検討し、実施してまいります。
6	10	I	1	1	2	手話の普及推進だけでなく、ろう者や盲ろう者への理解が深まるようにしてほしいです。	①R2-1, R3-2 ②R2、③	A	手話だけではなく、手話やろう者・盲ろう者の理解が深まるような取組みを進めることとしています。
7	10	I	1	1	2	手話は言語として必要ということをしっかり伝えてほしいと思います。	②R2、③	C	手話の言語としての重要性について、ろう者、盲ろう者への理解を深める取組みの中で伝えてまいります。
8	10	I	1	1	2	手話講習会については、もっと多くの方に活用してもらえるように、がんばってほしいです。	①R3-2	C	手話講習会がさらに活用されるよう、周知してまいります。
9	10	I	1	1	2	手話の普及には、ろう者だけではなく、それ以外の人々への理解が欠かせないが、例えば、手話通訳の方々に手話普及推進員になってもらい、自ら学校や地域に普及推進を図るといったこともできるのではないかと。	②R3	C	いただいた御意見も踏まえて、今後も引き続きよりよい周知方法について検討し、実施してまいります。
10	10	I	1	1	2	県の手話講習会について、もう少し多くの方に活用されるように改善してほしい。	①R3-2 ②R3、③	C	手話講習会については、講師派遣を希望する事業者からの依頼に応じて、柔軟に対応しているところですが、事業者からのニーズも踏まえつつ、今後も対応してまいります。
11	10	I	1	1	2	聞こえる人については、手話の技術よりも、ろう者や手話通訳への理解が大事。それを講習会や、さまざまな普及により、何度も伝えて定着するようにすると良いと思います。	①R2-1, R3-2 ②R2、③	C	いただいた御意見も含めて、今後も引き続きよりよい周知方法について検討し、実施してまいります。
12	10	I	1	1	2	コロナで普及がなかなか難しいと思いますが、がんばって広げてほしいです。		C	今後も引き続きよりよい周知方法について検討し、実施してまいります。
13	10	I	1	1	2	手話講習会など、普及を進めるために、オンラインも含めて検討してほしいです。	①R2-1, R2-2, R3-2、③	C	オンラインも含めて、より効果的な方法で手話の普及を進めてまいります。
14	10	I	1	1	2	コロナで手話講習会が減っているのではないのでしょうか。宣伝をお願いします。		C	今後も引き続きよりよい周知方法について検討し、実施することにより、手話講習会実施件数を増やしてまいります。
15	10	I	1	1	2	手話の普及と合わせて、その前提となるろう者や盲ろう者への理解を進めることはとても大事なことで、ぜひ進めてほしいと思います。	①R2-1, R3-2 ②R2、③	A	手話だけではなく、手話やろう者・盲ろう者の理解が深まるような取組みを進めることとしています。

整理番号	素案ページ	大柱	中柱	施策	内容区分	意見要旨	(参考) 過去意見の状況	反映区分	県の考え方
16	10	I	1	1	2	第2章 施策1 県民の手話の講習会を推進し、手話やろう者、盲ろう者等に対する理解を深めます。 (意見) 現状、上記講習会の実施は1回のみとなっていると思います。1回のみでは手話に触れるきっかけを作ればいくらかの内容に留まると思います。 「講習会」と言う言葉からは数回にわたるものをイメージしてしまう面もあります。 通常市町村が実施している「手話奉仕員養成講習会」は複数回の連続開催になっているのが現状であることから、可能であれば、市町村が実施している奉仕員養成講習会の講義部分や、実技講師の派遣等で、市町村実施の講習会をより充実させていけるよう、市町村の事業形態に即した取り組みを望みます。 (提案) 「県民の手話講習会を推進し」→「市町村で実施している手話奉仕員養成講習会を推進し」 * 現行の1回のみの実施であるならば 「県民の手話講習会を推進し」→「県民が手話に触れる機会を推進し、」		D	手話講習会については、事業者の希望も確認して回数を調整する等運用を改善していますが、ご意見は今後の参考とします。 また、計画に記載している「手話の講習会」については、一般県民への手話の普及を、目的として開催されるものであり、市町村が実施する「手話奉仕員養成講習会」とは趣旨が異なるため、ご意見を計画に反映することはできません。
17	11	I	1	1	2	手話の重要性を普及するには、企業に働きかけるのがよいのでは。世の中の手話に対する注目度が変わると思います。		C	いただいた御意見も踏まえて、今後も引き続きよりよい周知方法について検討し、実施してまいります。
18	11	I	2	3	2	コロナ関係で、ニュースでも手話通訳を見かけるようになったが、コロナが収束したら、元通りになるとは困る。 手話通訳の重要性について普及をお願いしたい。	③	C	手話通訳の重要性についても、より効果的な方法で普及の推進を図ってまいります。
19	11	I	2	3	2	手話の普及ですが、例えば、電車内のデジタル広告で映像を流してはどうでしょうか。会社員は通勤時に皆見ます。	③	C	電車内のデジタル広告の採用は困難ですが、ご意見の趣旨を踏まえて、効果的な方法で手話の普及を進めてまいります。
20	11	I	2	3	2	手話の普及ですが、ユーチューブで動画配信すれば、若者は見るとは思いませんか。教育という興味を示さない子供たちも、楽しそうなコンテンツでアップすれば、興味をもってくれるのでは。	①R2-1, R2-2, R3-2、③	C	オンラインも含めて、より効果的な方法で手話の普及を進めてまいります。
21	11	I	2	3	2	イベント関係が軒並み中止になっている。オンラインやテレビなどを使って、企業や一般県民のろう者に対する理解が深められるような形で普及啓発してほしい。	①R2-1, R2-2, R3-2、③	C	オンラインも含めて、より効果的な方法で手話の普及を進めてまいります。
22	11	I	2	3	2	手話の重要性を社会全体が理解するには、まじめな取組だけではだめだと思います。Eテレでは、障がい当事者の番組「バリバラ」がありますが、かなり柔軟で不真面目そうであり、深い内容も扱っています。みんなの手話に出演している三宅健さんを起用して、若者も巻き込めるようなイベントなど、検討してみたいかですか。	③	C	テレビ番組等との連携は困難ですが、ご意見の趣旨を踏まえて、効果的な方法で手話の普及を進めてまいります。
23	10	I	2	4	2	新型コロナウイルスなどの感染症下での手話の普及について、工夫をしてください。オンラインなど。	①R2-1, R2-2, R3-2、③	C	オンラインも含めて、より効果的な方法で手話の普及を進めてまいります。
24	10	I	2	4	2	手話の普及に関しては、住民に身近な市町村とも連携して事業を進めてほしいです。	②R2	C	市町村とも適宜連携し、情報提供しながら、事業を進めてまいります。
25	12	I	2	4	2	以前、県では手話のイベントを開催していたと思いますが、横浜だけではなく、その他の地域でも開催していただきたいです。(横浜まで出るのが遠いため。)	②R2	C	市町村とも適宜連携し、横浜地域以外でも事業を進めてまいります。
26	12	I	2	4	2	イベントをするにしても、商店街や各市町村など地元の方とろう者がもう少し密な関係でできるような形で開催してほしい。	③	C	市町村とも適宜連携し、情報提供しながら、事業を進めてまいります。
27	12	I	2	4	2	手話の普及で、大規模イベントを行う考え方もありますが、小規模なイベントを地道に行う方が効果的という考え方もあります。ご検討ください。	②R2 ③	C	地域と連携しながら、イベント等の活用に努めてまいります。
28	12	I	2	4	2	手話の普及について 6 手話イベントについては、大規模イベントも良いと思いますが、地道な活動を進めていくことも必要と思います	②R2 ③	C	地域と連携しながら、イベント等の活用に努めてまいります。
29	12	I	2	4	2	市町村へ県事業の共有を折に触れてしっかり行ってほしいです。	②R2, R3	C	市町村とも適宜連携し、情報提供しながら、事業を進めてまいります。
30	12	I	2	4	2	この計画の存在について、市町村はどれだけ知っているのでしょうか。地域での手話の普及や環境整備は、市町村の理解なしには進まないと思いますので、市町村と連携して取り組んでいただければと思います。	②R2、③	C	市町村とも適宜連携し、情報提供しながら、事業を進めてまいります。
31	12	I	2	4	2	手話の普及推進には、企業の理解、連携・コラボが必要と考えます。市町村単位では取り組みにくい、広域的なことにも、県は取り組んでいただきたいです。		C	いただいた御意見等も踏まえ、手話の普及推進に努めてまいります。

整理番号	素案ページ	大柱	中柱	施策	内容区分	意見要旨	(参考) 過去意見の状況	反映区分	県の考え方
32	12	I	2	4	2	商店街や市町村などと当事者団体が、関係を作りながらイベントができると良いと思います。	③	C	いただいた御意見等も踏まえ、手話の普及推進に努めてまいります。
33	13	II	1	5	3	聴覚障害の子供で普通校に通っている子供たちについて、コミュニケーションがとりづらい故の苦勞や疎外感、また勉強へついていくのが難しいなどの状況もあると思う。ろう学校の通級指導もあると聞いているが、全員が通っているわけではない。手話の子供、口話の子供もいるし、難聴の程度も人によりさまざまである。手話計画の範疇ではないかもしれないが、 ・学校には、子供に寄り添った対応を取っていただきたい ・子供たちに、自分たちも含めて、いろいろな人がクラス（社会）にいること、多様性を前提とした育ちをできるよう、私たち自身が、「ともに生きる」ということをしっかり理解し、身近な周囲に広げていかななくてはいけないと思う。		C	いただいた御意見を踏まえ、教育現場での配慮を進めます。
34	13	II	1	5	3	学校の授業でも、手話に触れる機会があるとよいと思います。		B	(「現在でも学校での手話の普及は一定程度図られており、引き続きその取組みを進めてまいります。」等コメントの作成をお願いします。) いただいた御意見を踏まえ、引き続き取り組んでまいります。
35	13	II	1	5	3	手話学習用冊子について、子供向けの内容を作るといいますが、しっかり、学校や図書館、子供向け施設等に周知して、取り組みを進めてほしいです。	③	C	作成した子ども向け手話学習用冊子については、御意見いただいた内容も踏まえ、周知に努めてまいります。
36	13	II	1	5	3	手話の普及には、教育が大切だと思います。小学校に教材を配布するなど、取り組みをお願いします。	①R2-1	B	いただいた御意見を踏まえ、引き続き取り組んでまいります。
37	13	II	1	5	3	聞こえない子供、聞こえる子供、どちらに対する取り組みも進めていく必要があると思いますので、しっかりとお願いしたいと思います。		B	いただいた御意見を踏まえ、引き続き取り組んでまいります。
38	13	II	1	5	3	絵本の読み聞かせは、手話だけでなく、当事者と交流して理解を深める機会でもあり、1団体あたり、数回できると良いと思います。	③	C	絵本の読み聞かせの回数については、御希望に応じて対応できるよう調整してまいります。
39	13	II	1	5	3	子どもたちへの地域での教育の仕組みの中に当事者が入っていくことが大事である。	①R2-1、③	C	いただいた御意見については、今後の事業実施の参考とします。
40	13	II	1	5	3	手話講師がボランティアでやっていることが多い。責任をもって対応してほしい。	①R2-1 ③	C	いただいた御意見については、今後の事業実施の参考とします。
41	13	II	1	5	3	手話教育では、当事者とのかわり方は大事なので、それができるようにしてほしい。	①R2-1 ③	C	いただいた御意見については、今後の事業実施の参考とします。
42	13	II	1	5	3	子どもたちが手話に出会うことで、未来の社会の中心になった時に影響が出てくる。手話を「教材」としてのみ取り上げるのではなく、コミュニケーションの手段であり、ろう者がいると実感できる学びになるようにしていきたい。		C	いただいた御意見については、今後の事業実施の参考とします。
43	13	II	1	5	3	聴覚障害、聴覚障害者に対する理解を深めるためには、健聴児童との交流を積極的に行い、聴児が違和感なくろう児を自然に受け入れながら互いに成長していくことではないかと思う。そのための支援が必要。		C	いただいた御意見については、今後の事業実施の参考とします。
44	13	II	1	5	3	ろう学校に行かない聞こえない子の支援を市町村がするという案に将来的にはそうなってほしいですが、十分な準備なしにはやめて欲しいです。市町村にはそれだけの知識経験の蓄えがなく、できない大人のために子どもたちが本来の力を伸ばせないというのはおかしなことではありませんか？		C	いただいた御意見については、今後の事業実施の参考とします。
45	13	II	1	6	3	子どもたちの学びの中で、ろう者や盲ろう者に対する理解を深めるためには手話通訳士など言語としての手話に触れる機会が必要です。普通学級で聴者である児童・生徒と一緒に学ぶろう児・ろう者もいます。それらのろう児・ろう者に対して手話で授業が受けられるよう有資格者である手話通訳を派遣し、音声言語と手話言語を介する場合は手話通訳を付ける体制を整えるよう周知・取り組みを図ってください。	②R2	C	ご意見の趣旨を踏まえて、手話を必要とする児童・生徒に対しての対応に努めてまいります。
46	13	II	1	6	3	普通学級・学校に通っている手話を必要とするろう児に対して授業に手話通訳を当たり前のように派遣させる仕組みを計画に追記するようお願いいたします。		C	いただいた御意見について計画に追記はできませんが、ご意見の趣旨を踏まえて、手話を必要とする児童・生徒に対しての対応に努めてまいります。
47	13	II	1	6	3	聴覚障害関係医療、療育機関への手話、ろう者についての知識および理解を広め、連携して診療や相談のために来所する保護者へ手話、ろう者についての情報提供が行えるようにすることも入れてほしいと思います。	①R3-2 ②R2 ③	C	いただいた御意見を踏まえ、今後どのような対応が可能なのかを検討してまいります。
48	13	II	1	6	3	乳幼児相談は、専門的な知識が必要で、ろう学校が大切な役割だと思っています。 乳幼児相談の専門性を高めるための人員配置が必要です。 聴覚障害児教育を担っているろう学校校長先生のとるべき道です。責任放棄することではありません。 ろう学校での早期支援、乳幼児相談の枠を正式に認めさせて予算をつけてほしい。 乳幼児相談に関する最重要課題は、長年の運用で実績経験をもつろう学校における乳幼児早期支援を、人材的、財政的保障のもとに支えてほしいです。		C	本県においては、乳幼児相談の重要性に鑑み、非常に厳しい財政状況の中ではありますが、乳幼児相談担当教員を県単独の予算により措置しております。 いただいた御意見については、今後の事業実施の参考とします。

整理番号	素案ページ	大柱	中柱	施策	内容区分	意見要旨	(参考) 過去意見の状況	反映区分	県の考え方
49	13	Ⅱ	1	6	3	手話交流会 しゅわまるの参加者です。この交流会に参加して、子どもにも、ろうの友達ができ、とてもよかったと感じています。幼少期から手話に親しむことができるこうした取り組みをこれからも続けていただきたいです。		A	しゅわまるについては、改定計画にも反映するとともに、継続した取り組みを進めてまいります。
50	13	Ⅱ	1	6	3	聴覚障がいのある乳幼児についての手話獲得を支援するためには、医療機関に対しても、手話への理解が進むような取り組みをしてほしい。聴覚障がいのある乳幼児についての相談は今多くがろう学校が対応しているが、ろう学校以外でも、そういったことを受け止められる場所があればいいと思う。	①R3-2 ②R2 ③	C	本県においては、乳幼児相談の重要性に鑑み、非常に厳しい財政状況の中ではありますが、乳幼児相談担当教員を県単独の予算により措置しております。いただいた御意見については、今後の事業実施の参考とします。
51	13	Ⅱ	1	6	3	手話の普及推進に当たっては、一般人への普及と併せて、ろう者が学ぶ機会を設けることも重要。特に幼少期の学びは重要。検討してください。	③	C	しゅわまるの実施や関係機関との連携を通じて聴覚障がい児が手話に触れる機会を充実してまいります。
52	13	Ⅱ	1	6	3	しゅわまるについては、引き続き推進をお願いします。聴覚障害の子供は多くいると思われます。	①R2-1	A	しゅわまるについては、改定計画にも反映するとともに、継続した取り組みを進めてまいります。
53	13	Ⅱ	1	6	3	新生児スクリーニング検査で、子供が難聴とわかったときの親のショックは計り知れないと思います。ぜひ、その後の親子フォローの中で、いろいろなコミュニケーション手段があることや、手話の周知をお願いします。	③	C	いただいた御意見を踏まえ、今後どのような対応が可能なのかを検討してまいります。
54	13	Ⅱ	1	6	3	ろう者が手話を身につけるには、幼少期に学ぶ機会があることが重要です。しゅわまるは、とてもよい取組だと思います。現在、コロナでオンライン開催もありますが、できれば対面をお願いしたいです。		C	しゅわまるを対面で実施する重要性は十分認識しており、今後の感染状況も踏まえながら、出来る限り対応してまいります。
55	13	Ⅱ	1	6	3	しゅわまるは、横浜市区の会場のみで行っていますが、後は、それ以外の地域でも開催を希望します。家に近い会場なら参加したいという親子もいると思います。	③	C	事業の実施状況を踏まえ、今後の展開についても検討、実施してまいります。
56	13	Ⅱ	1	6	3	ろうのお子さんにとって、手話でコミュニケーションできるかどうかは、自身の思いを発信したり他者の意見を理解するためにはとても重要なことです。しかし、多くのろうのお子さんは手話に触れる機会がない。両親が健常者であればなおさらです。小さいころから手話に触れる機会を充実してください。	①R2-1, R2-2 R3-1, R3-2 ②R2, R3 ③	C	いただいた御意見については、今後の事業実施の参考とします。
57	13	Ⅱ	1	6	3	聞こえる人への手話の普及だけでなく、ろう児が手話を学べる環境が整えられるとよいと思います。	①R2-1, R2-2 R3-1, R3-2 ②R2, R3 ③	C	いただいた御意見については、今後の事業実施の参考とします。
58	13	Ⅱ	1	6	3	子供がろうですが、小児科などの医療機関に対して、手話の普及をしていただきたい。	①R3-2 ②R2	C	いただいた御意見を踏まえ、今後どのような対応が可能なのかを検討してまいります。
59	13	Ⅱ	1	6	3	聞こえない子どもが小さい頃に興味あることに会うことが子どもの成長には大事であるが、手話でのコミュニケーション環境がないため、それができない状況になっている。手話を通じて興味あることに出会えるように、手話の重要性を多くの人に広めてほしい。乳幼児相談やろう学校での教育、ろう学校以外での対応を充実してほしい。	①R2-1, R2-2 R3-1, R3-2 ②R2, R3	C	いただいた御意見については、今後の事業実施の参考とします。
60	13	Ⅱ	1	6	3	ろう学校に在籍している生徒だけでなく、それ以外の学校に通う子どもたちも含めて、どのような環境にいる子どもであっても、手話が必要な子ども、手話を学ぶことを希望する子どもが手話を学ぶことができる環境を整えてほしい。	①R2-1, R2-2 R3-1, R3-2 ②R2, R3	C	今後も手話を必要とする児童・生徒に対しての機会の提供に努めてまいります。
61	13	Ⅱ	1	6	3	ろう児への教育について、計画に盛り込まれることになったのは良いと思います。		E	今後も引き続き取り組みを進めてまいります。
62	13	Ⅱ	1	6	3	ろう学校では手話が禁止されていた歴史があります。それぞれの子供に応じた必要な支援ということで、今後も手話に関して禁止することなく、ニーズに応じて機会を提供してほしいです。	①R2-1, R2-2 R3-1, R3-2 ②R2, R3, ③	C	今後も手話を必要とする児童・生徒に対しての機会の提供に努めてまいります。
63	13	Ⅱ	1	6	3	ろう児の手話教育については、その周知等、保護者への働きかけも必要と思います。	②R2	C	いただいた御意見については、今後の事業実施の参考とします。
64	13	Ⅱ	1	6	3	聞こえない子供が手話で交流できれば、自分の興味のあるものに出会えたり、世界も広がるので、ぜひ、小さい頃から手話を行う重要性を引き続き、広めて、進めてほしいと思います。	①R2-2	C	今後も手話を必要とする児童・生徒に対しての機会の提供に努めてまいります。
65	13	Ⅱ	1	6	3	今回の改定計画素案では、ろう児への習得の機会について盛り込まれた。それを踏まえて、県の取組を進めてほしい。手話交流会が開催されていることは知っているが、この取組がもっと広がればいいと思う。	①R2-2, R3-1 ②R2	C	今後も手話を必要とする児童・生徒に対しての機会の提供に努めるとともに、しゅわまる（手話交流会）の取組を進めてまいります。

整理番号	素案ページ	大柱	中柱	施策	内容区分	意見要旨	(参考) 過去意見の状況	反映区分	県の考え方
66	13	Ⅱ	1	6	3	しゅわまるに参加させていただいています。夫婦とも健常者のため、手話が使えないため、ろうの子供にとってこの交流会はとてもありがたく思っています。今後は、できましたら横浜地域以外の地域でも開催していただければと思います。よろしく願いいたします。	③	C	事業の実施状況を踏まえ、今後の展開についても検討、実施してまいります。
67	13	Ⅱ	1	6	3	・子どもたちの聞こえ具合や家庭環境等を踏まえ、先入観なく相談できるところがあればよい。 ・乳幼児への聴覚スクリーニングにより、聴覚障がいがあることが判明した後のフォローアップ体制を構築してほしい。 ・幼少期の聴覚障がい児の教育について、特にキーになる関係者への手話への理解が深まるようにしてほしい。 ・手話を通じて興味あることに出会えるように、手話の重要性を広めてほしい。	①R2-2 ③	C	いただいた御意見については、今後の事業実施の参考とします。
68	13	Ⅱ	1	6	3	条例・計画の実践を通して、聞こえない子供が手話を学べる環境づくりに取り組んでほしいです。	①R2-2, R3-1, ③	C	引き続き取り組みを実施してまいります。
69	13	Ⅱ	1	6	3	ろう学校でのろう者の先生の配置については、増やしていけると良いと思います。	②R2-2、③	C	教職員の採用及び配置については、今後においても合理的配慮を行ってまいります。
70	13	Ⅱ	1	6	3	しゅわまるなど、進んだ事例の周知をさらに進めてほしいと思います。	③	B	関係機関への情報提供やホームページでの紹介を行うとともに、今回の計画においても事業の紹介をしています。今後とも、周知に努めてまいります。
71	13	Ⅱ	1	6	3	手話の重要性について、早期支援の機関にもしっかり周知を進めていただきたいです。	①R3-2 ②R3、③	C	いただいた御意見については、今後の事業実施の参考とします。
72	13	Ⅱ	1	6	3	徐々にではあるが、手話の存在は認められつつある。ただ、聞こえにくい子どもがそれでも聞こえる子どもたちの学校に通っていて、学年が上がるごとに勉強も難しくなり、ついていくことが困難になる。こういった子どもたちが手話で学べる環境づくりを、計画を通じて実現してほしい。	①R2-2, R3-1, R3-2 ③	C	いただいた御意見を踏まえ、今後どのような対応が可能なのかを検討してまいります。
73	13	Ⅱ	1	6	3	神奈川県手話推進計画（改訂素案）について、改定のポイント「2ろう児の手話獲得の機会の充実」は大変素晴らしいです。ぜひ取り組んでほしいと思います。ですが、手話獲得は乳幼児期はもちろん、小中高の時期にも必要です。ろう児の家庭環境はそれぞれです。手話を使わない家庭で育つ子もいます。そういう子はどんどん遅れをとります。その差を埋めるためにもろう学校で年齢ごとに手話の文法の学習を行うべきです。コミュニケーションをしていく中で自然に身につくこともありますが、現在、ろう学校では「手話」をきちんと学習する場がありません。聴者が国語を学ぶように、ろう学校でも「手話」を学ぶ機会が必要です。手話の学習は、文法だけでなく、文化、歴史、娯楽等の内容もあると思います。平塚ろう学校では自立活動の時間に手話の学習をすることになっていますが、クラスによって学習の時間がまちまちだと聞きます。週1のクラスもあれば年1程度のクラスもあるそうです。クラス担任の考えに左右されるということです。それでは、子どもたちが均等に手話学習の機会を与えられているとは言えません。施策5、施策6に、「ろう学校での手話学習」という言葉を入れるべきです。「学校」では曖昧です。一般の学校とろう学校は違います。	①R2-2	C	施策5、施策6における「学校」とはろう学校も含めた全ての学校種を指しており、それぞれの校種に応じた教育、指導を行っていくという趣旨で記載しています。今後とも児童・生徒の個々の特性に応じた教育、指導を行ってまいります。
74	13	Ⅱ	1	6	3	しゅわまるについては、とても良い取組みと思うので、今後も続けてほしい。	①R2-1	E	引き続き取り組みを実施してまいります。
75	13	Ⅱ	1	6	3	しゅわまるや絵本の読み聞かせなど、小さい子供向けの取組がありますが、今後、聴覚障害の子供が小学校に入った後も、手話との関係が切れないように、どうしたらよいか。考えていただけるとありがたいです。		C	いただいた御意見については、今後の事業検討・実施の参考とします。
76	13	Ⅱ	1	6	3	ろう学校におけるゲストティーチャーにも、ろう児にきちんとした情報保障	②R2-2, R3-1	C	いただいた御意見については、今後の事業実施の参考とします。

整理番号	素案ページ	大柱	中柱	施策	内容区分	意見要旨	(参考) 過去意見の状況	反映区分	県の考え方
77	13	Ⅱ	1	6	3	希望しているのにろう学校を使えないかもしれない子供たちがいるという事実ゾッとしました。大人の都合で子供の言語権を奪うことになるということは、全く善とは言えないことです。言語は同じ感覚を持つもの同士の社会の中で育まれるもので、その社会に参加できなければ、言語の獲得は難しくなります。これは、神奈川県だけの問題なのか、他の県でも同じように、小さい子供たちの利用が制限されているのかはわかりませんが、先生たちの数を増やすなど、必要な子供に必要な支援が届くようにすることが県や国の役割ではないでしょうか。 きこえる人たちに手話を広めることと同様に、手話を必須としている人たちが大きな苦労なく、手話に触れ学ぶ機会が得られるように、願っています。 合理的配慮等が社会モデルであるというならば、個人の努力や苦しさに帰せず、社会側の変化をぜひ促してほしいです。	①R2-2, R3-1	C	いただいた御意見については、今後の事業実施の参考とします。
78	13	Ⅱ	1	6	3	「神奈川県手話推進計画（改定素案）」に関する意見募集の件です。聞こえない子どもと親だけでなく、聞こえるきょうだいや聞こえない親をもつ聞こえる子どもも視野に入れた施策を望みます。		C	いただいた御意見については、今後の事業実施の参考とします。
79	14	Ⅱ	1	7	3	ろうの子供達にとって手話はとても重要なコミュニケーション手段の一つです。もちろん筆談やスマホのメモの機能などを活用し日本語でのコミュニケーション能力を身につけることもろう教育の大事な使命です。しかし、正しい手話を身につける、手話の表現を豊かにすることでろうの子どもたちはいきいきと自分の考えを表現することができると考えています。私はろう学校で教員をしています。初めてろう学校に赴任した時は海外に留学をしているような気持ちになりました。教室では子どもと教員が楽しそうに手話で会話をしている中、1人手話がわからず取り残されたような気持ちになったのです。授業も音のない授業、手話で授業を展開しなくてはならない、手話が堪能でない私にとっては苦しい状況でした。ですが、平塚ろう学校には手話アドバイザーが2人配置されています。授業を週3回見学していただきアドバイスをもらうことができる制度です。授業での手話を見てもらい正しい表現の方法を学ぶことができます。教員の手話表現が間違っていれば子どもたちの理解もズレたものになってしまいます。ろうの先生からろう学校の子どもたちの普段使っている、理解しやすい手話表現を教えていただくことで子供とのコミュニケーションを円滑に行うことにつながりました。また、手話アドバイザーさんはろう教育の経験も豊富で、子供の実態に合わせた授業の展開方法についてもアドバイスをもらうことができます。ろうの子どもたちにとって理解しやすい手話の表現方法のほかにも、問かけの方法、視覚情報の提示方法などをアドバイスいただくことで、最近では子どもたちと楽しくやり取りをしながら授業を進めることができるようになりました。手話アドバイザーの設置継続も手話推進計画において大切な活動の一つだと考えています。ぜひ今後も継続してろう学校職員全体の手話表現能力を向上していくことも手話の推進に繋げていただきたいです。	①R2-2, R3-1	C	いただいた御意見については、今後の事業実施の参考とします。

整理番号	素案ページ	大柱	中柱	施策	内容区分	意見要旨	(参考) 過去意見の状況	反映区分	県の考え方
80	14	Ⅱ	1	7	3	ろう学校で教員をしています。ろう学校に赴任してくる教員の大半が手話を知らないため、最初の1年は表出、読み取りにてこずり、思うようにやりとりできません。校内の教員対象の手話研修は学部内で1~2回、学校全体では1年目の時に10回未満しかなく、あとは個人の努力によるところが大きいです。ですが、ろう学校の教育現場では教員は日々の業務に追われ、なかなか手話を学ぶ機会がありません。そんな環境の中で、子どもたちは教員の話が分からなかったり、間違っただけで捉えたりすることに慣れてしまっています。また、教員の中には子どもの読み取り力に頼っており、そんな状況に甘んじている人もいます。聴こえる子が通う学校では、コミュニケーションが通じるので、分からないことと言えば勉強内容になりますが、ろう学校では子どもたちの分からないことが勉強内容以前のコミュニケーション内容であるという状況になっており、これは手話が言語として認められるようになってからもなかなか改善されていません。しかし、神奈川県手話推進計画(改訂素案)の中で、「施策7教員向けの手話研修等を充実します。」の主な施策として「県立平塚ろう学校における「手話アドバイザー」など、手話による指導力向上に向けた取り組みの実施」が記載されており、改善の第一歩になると思いました。手話アドバイザーの業務はろう学校として個人の努力だけに頼らず、必要である教員全員の手話による指導力向上が図れるものであり、素晴らしいと思います。ろう学校とは聴こえる子の通う学校や他の特別支援学校とはコミュニケーション方法が異なる存在である、コミュニケーションが分からない環境を作らないといった意識づくりが必要であると考えた方々がいらっしやるということが分かり、嬉しく思いました。また、ろう児の中には、聴者から生まれたろう児がほとんどで、ろう学校在籍中に自分たちが何の制約もなく獲得できる言語が手話であることを知る、手話を駆使しながら日本語を習得し、日本語が多く使われる社会の中で、自分の意思を表出できる方法を考えることができる機会が少ないです。現状では、日本語の文法を学ぶ機会があり、それについて説明できるのに、手話の文法を学ぶ機会は教員個人の考え方に左右されます。必要ないと考える教員が担当する子どもは手話に対する知識だけでなく、コミュニケーションが通じないことを何とかしようとする行動力がありません。必要だと考える教員が担当する子どもは手話でやりとりが十分にできるだけでなく、手話やろう者に対する知識を身につけ、コミュニケーションが通じない時に行動する力を持ち、聴こえる人の多い社会で自分の意思をきちんと発信することができます。この問題は教員個人ではなく、ろう学校として考える必要のあることではないかと思えます。	①R2-2	C	いただいた御意見については、今後の事業実施の参考とします。
81	14	Ⅱ	1	7	3	ろう学校に通う子を持つ親です。神奈川県手話推進計画(改訂素案)を読んで、うちの学校に手話アドバイザーができたのは手話言語条約絡みなのだと知りました。昨年度から手話アドバイザーがいますが、教員や子どもたちにとってありがたい存在だと思います。昨年度は、臨時休校が続きましたが、classroomを使って手話語りや絵本の読み聞かせを発信してくださいました。親子ともども視聴し、子どもは手話による話を楽しみ、親の私は手話を読み取る機会を持つことができました。今年度は、「手話だより」を発行していて、手話はもちろん、親の私は手話に関する情報等もあり、大変勉強になります。教員だけでなく子どもたちやその家族にとっても有益な存在です。令和8年度までの計画のようですが、それ以降も手話アドバイザーは必要だと思います。よろしくお願い致します。		C	いただいた御意見については、今後の事業実施の参考とします。
82	14	Ⅱ	1	7	3	社会福祉法人全国手話研修センターが実施する全国手話検定試験の検定級を、教員の手話技術の習得目標とし、受験の奨励及び補助を行うことを入れてほしいと思います。	①R3-2	C	いただいた御意見を計画に反映することはできませんが、引き続き、教員向けの手話研修の実施等、充実を図ってまいります。また、全国手話研修センターからの試験案内について教育局へ情報提供し周知してまいります。
83	14	Ⅱ	1	7	3	昨年度から「手話アドバイザー」ができ、「ろう通訳の活躍」「手話だより発行」など平塚ろう学校の生徒や教員たちにとって、プラスになっています。「手話アドバイザー」の数を増え、授業を持ちながらその仕事をやる工夫もあるのではないかと思います。	②R2-2	C	いただいた御意見については、今後の事業実施の参考とします。
84	14	Ⅱ	1	7	3	ろう教員は、本人の希望がなければ、ろう学校で働くべきだと思う。情報保障がしていれば、特別支援学校に移動しても問題がないという考えが賛成できません。ろう学校はもっとろう教員が増えるべきである。	②R2-2、③	C	教職員の採用及び配置については、今後においても合理的配慮を行ってまいります。
85	14	Ⅱ	1	7	3	ろう者の先生について、さらに増えていくとよいと思います。	②R2-2、③	C	教職員の採用及び配置については、今後においても合理的配慮を行ってまいります。
86	14	Ⅱ	1	7	3	ろう学校へ異動した方について、手話の習得をできる、フォローできる環境がさらに整うと、先生、子供双方にとってとても良い影響があると思います。	①R2-2	C	いただいた御意見については、今後の事業実施の参考とします。
87	14	Ⅱ	1	7	3	ろう学校にろう者の先生を増やしてほしい。ろう者の先生がいれば、いいロールモデルにもなる。小さな頃から手話が学べる機会が増えてほしい。	①R2-2、③	C	教職員の採用及び配置については、今後においても合理的配慮を行ってまいります。
88	14	Ⅱ	1	7	3	ろう学校教職員におけるろう教師の割合を高くし、児童が手話を学び、未来に希望が持てる教育が必要だと思います。	①R2-2、③	C	教職員の採用及び配置については、今後においても合理的配慮を行ってまいります。
89	14	Ⅱ	2	8	3	ろう者講師を増やすためになんらかの形で助成金が欲しい。		D	ろう者講師の増やすための助成金は計画には反映できませんが、手話講習会等の機会の充実を図ってまいります。

整理番号	素案ページ	大柱	中柱	施策	内容区分	意見要旨	(参考) 過去意見の状況	反映区分	県の考え方
90	14	Ⅱ	2	8	4	【施策2 手話を学習するしくみづくり】 (要望) 大学や高等教育機関における以下の仕組みづくりを図ることを明記してください 1 英語やフランス語・スペイン語と同様に言語としての手話言語科目を設置する仕組みづくり、 関西学院大学 <a href="https://www.kwansei.ac.jp/c_shuwa_kyoiku_html">https://www.kwansei.ac.jp/c_shuwa_kyoiku_html</a> 2 手話通訳者を養成できる体制を大学や高等教育機関で確立できるような仕組みづくり 例) 群馬大学 <a href="https://sign.hess.gunma-u.ac.jp/">https://sign.hess.gunma-u.ac.jp/</a> 3 特別支援教員などの教員免許取得時に手話言語科目を必須にする仕組みづくり 教員免許を取得する際、少なくとも特別支援教員免許を取得する学生に対して、手話を学ぶ、手話の科目を取得するような働きかけを行なってください。		D	大学などの高等教育機関での教育については、個々の機関が任意に定めているものであり、県としてそれに関与することはできないため、改定計画に反映することはできません。
91	14	Ⅱ	2	8	4	手話を広げるうえでは、子供向けの手話テキストがあるとよいと思います。	①R2-1、③	A	子ども向けの手話テキストを作成し、手話の普及啓発を図ってまいります。
92	14	Ⅱ	2	8	4	手話を言語として周知するには、義務教育化を検討することも必要では。	③	D	学校教育は、国の学習指導要領により定められており、県で独自に対応することは困難であり、改訂計画に反映することはできません。
93	14	Ⅱ	2	8	4	手話学習用冊子はよくできていると思うので、もっと多く配布してほしいです	①R2-2、③	C	より多くの方々に配布できるよう努めてまいります。
94	14	Ⅱ	2	8	4	手話学習用冊子について、QRコード貼り付けにより、動画で手話を確認できるようにするとよいと思います。	③	B	手話学習用冊子には、動画掲載サイトを案内する二次元バーコード(QRコード)が掲載されていますが、今後も動画と連動した取組みができるよう努めてまいります。
95	14	Ⅱ	2	8	4	県が作成した手話冊子を、子供が小学校でいただきました。家族で学んでいます。こうした、地道な手話の普及が何よりも重要なのだと思います。		E	引き続き、手話学習用冊子の配布も含めて手話の普及を図ってまいります。
96	14	Ⅱ	2	8	4	手話に興味をもっている県民は多いと思う。手話が学べる講習会やある程度手話を覚えた人が活躍できるボランティア活動の場などを紹介してほしい。		C	いただいた御意見については、今後の事業検討・実施の参考とします。
97	15	Ⅲ	1	9	5	聴者の保護者がろう者である場合その保護者に対する手話通訳の派遣依頼や配慮を学校側が行うよう、また必要であることを周知する仕組みを計画に追記するようお願いいたします。		C	いただいた御意見の趣旨を踏まえて、引き続き手話通訳を必要とされる方の対応に努めてまいります。
98	15	Ⅲ	1	9	5	手話の自発的な学習を促進させるため 「〇職員の手話検定受験を受ける県市町職員に対する助成制度の充実」を明記してください 例 明石市 <a href="https://www.city.akashi.lg.jp/seisaku/shichou_shitsu/shise/shicho/documents/291001kinkiroua.pdf">https://www.city.akashi.lg.jp/seisaku/shichou_shitsu/shise/shicho/documents/291001kinkiroua.pdf</a>	②R2	C	現時点では助成制度については改定計画には反映できませんが、ご意見の趣旨を踏まえて、県市町村職員の研修の充実に向けた取組みについては、検討・実施してまいります。
99	15	Ⅲ	1	9	5	社会参加には手話の普及のみでは限界があるので手話を使って仕事をする機会を確保できるよう、積極的な配慮が行えるよう、雇用支援・啓発を図ってください。		C	いただいた御意見については、今後の事業検討の参考とします。
100	15	Ⅲ	1	9	5	お父さんが進学するにあたり学校オンライン説明会に参加したのですが、情報保障がまったくなかった。説明会だけでなくオンライン講演会にも手話通訳を付けてほしい。		C	いただいた御意見については、今後の事業検討の参考とします。
101	15	Ⅲ	1	9	5	小中高等学校、大学等の教育機関に関する情報保障を十分、確保してほしい。 (理由) 現在、新型コロナの影響で学校見学ができない代わりに、オンライン動画で学校紹介がなされていたが、字幕や手話通訳者の配置等、情報保障が不十分だった(一部、期間限定での配信だったため、現在、視聴不可状態) 世の中、ダイバーシティが推進しているだけでなく、神奈川県では「手話言語条例」が成立している中、情報保障が不十分なまま、進めるのは不適切なため、早急に配慮をお願いしたい。受験生または保護者も情報収集するのに、口頭での説明では、より不安をあおるだけで印象的に良くない。我々は人間として見ていないですか？		C	御意見の趣旨を踏まえて、聴覚障がい者への合理的配慮の必要性について周知してまいります。
102	15	Ⅲ	1	9	5	企業への手話講習会はさらに進めてほしいです。1企業につき1回とかではなく、年数回実施できるとうよいと思います。	②R2 ③	B	事業者への手話講習会については、単発で終わることなくできるよう、適宜柔軟に対応してまいります。
103	15	Ⅲ	1	9	5	企業への手話講習会については、地域の商工会などへの周知をさらに進める必要があると思います。	①R3-1 ③	C	いただいた御意見については、今後の事業検討の参考とします。
104	15	Ⅲ	1	9	5	手話言語条例ができて、徐々に手話が普及していることは感じるが、特に企業への普及はまだ進んでいないと感じる。ろう者が職場で働いていく上で、なかなか理解してもらえない面があり、安心して	①R3-1 ③	C	手話講習会を開催するなど、引き続き企業での取組みを進めてまいります。
105	15	Ⅲ	1	9	5	遠隔手話通訳サービスについては当事者や関係機関への周知を進めていただきたいです。	②R2, R3 ③	B	当事者や関係機関には随時周知しているところですが、引き続き周知を進めてまいります。
106	15	Ⅲ	1	9	5	企業への講習会をさらに進めていただきたいです。	①R3-1	B	引き続き取組みを進めてまいります。



整理番号	素案ページ	大柱	中柱	施策	内容区分	意見要旨	(参考) 過去意見の状況	反映区分	県の考え方
107	15	Ⅲ	1	9	5	知事会見で手話通訳が行われているのは大変よい。	③	E	引き続き取組みを進めてまいります。
108	15	Ⅲ	1	9	5	聴覚障害者ですが、コロナまん延のため、思うように外出できず、情報が十分得られないもどかしさを感じています。手話で情報を得られる環境をさらに強化してください。	①R3-2 ③	C	手話で情報を得られる環境が整えられるよう、引き続き取組みを進めてまいります。
109	15	Ⅲ	1	9	5	手話言語条例が制定されてから徐々に変わってはきているものの、窓口では、いまだに様々な場面で、聞こえる人前提になっており、聞こえない人への配慮が十分ではない。	①R2-2 ③	C	県職員への研修などを通じて、ろう者への理解を深め、配慮した対応がなされるよう取り組んでまいります。
110	15	Ⅲ	1	9	5	県が実施する遠隔手話サービスですが、交番では使えないのでしょうか。聴覚障害者は、外出時に困ることが沢山あります。少しでも外出が苦にならないような取組を、今後もよろしく願います。		B	令和3年12月から各警察署での利用が可能となりましたので、御活用いただければと思います。なお、サービスの利用状況などを踏まえ、今後サービスの範囲については検討してまいります。
111	15	Ⅲ	1	9	5	業種を問わず民間企業でも、従業員に対して手話の普及が進むよう促してほしいです。	①R3-1	C	様々な業種において手話講習会を開催するなど、引き続き取組みを進めてまいります。
112	15	Ⅲ	1	9	5	今年のパラリンピックでは、身体・知的障害者への理解がかなり進んだように思う。一方、ろう者は外見では健常者と変わらないため、手話が使用できる環境が充実していることが必須です。今後も、こうした環境整備をお願いします。	①R2-2	C	手話を使用できる環境の充実のため、引き続き取組みを進めてまいります。
113	15	Ⅲ	1	9	5	手話を使用できる環境整備に当たっては、国・県・市町村ができることは違うため、それぞれが連携して取り組むことが重要だと思います。県は、市町村と意見交換などを活発に行っていたり、連携して取り組んでください。	①R2-2, R3-1	C	国や市町村とも連携して取り組んでまいります。
114	15	Ⅲ	1	9	5	近年、遠隔手話通訳サービスの利用が広がりつつあるが、まだ、十分に周知がされていない。しっかり周知して、さらに利用が広がるようにしてほしい。	②R2, R3 ③	B	当事者や関係機関には随時周知しているところですが、引き続き周知を進めてまいります。
115	15	Ⅲ	1	9	5	家族に聴覚障害の者がいますが、日常生活ではかなり苦労しています。それだけ、社会環境がまだ整っていない表れだと感じます。一足飛びに環境整備はできないと思いますが、安心して暮らせるような社会環境を整備してください。	①R3-2	C	ろう者が安心して暮らせるような環境整備に努めてまいります。
116	15	Ⅲ	1	9	5	情報提供施設とも連携して、手話に関する取組みを進めてほしいと思います。	①R3-1 ②R3	B	今回の改訂計画では、情報提供施設の事業も掲載しており、引き続き連携して参ります。
117	15	Ⅲ	1	9	5	県職員向けの研修について、引き続きお願いしたいと思います。	②R2	B	県職員向け研修は計画策定当初から取り組んでおり、改定計画でも引き続き取り組んでまいります。
118	15	Ⅲ	1	9	5	遠隔手話通訳サービスについて、周知を進めてほしいです。	②R2, R3 ③	B	当事者や関係機関には随時周知しているところですが、引き続き周知を進めてまいります。
119	15	Ⅲ	1	9	5	緊急時のろう者への対応を充実させるため、自治体や警察、消防等へのろう者や手話への理解や配慮について計画を通じて徹底してもらいたい。		C	県職員への研修や関係団体への講習会、計画の周知などを通じて、ろう者への理解を深め、配慮した対応がなされるよう取り組んでまいります。
120	15	Ⅲ	1	9	5	・遠隔手話通訳については、メリットもデメリットもあることを理解して事業を進めてほしい。 ・ろう者は遠隔手話と電話リレーの区別がつかない人も多いため、周知の際はわかるように、周知してほしい。 ・遠隔手話については、上記も含めて、十分な周知を行うことが必要と考えます。	②R3 ③	C	遠隔手話通訳サービスのメリット、デメリットを踏まえ、事業を推進してまいります。また、ご意見の趣旨を踏まえて、遠隔手話通訳サービス、電話リレーサービスについて今後も周知をしてまいります。
121	15	Ⅲ	1	9	5	知事会見に手話通訳がいるのはとても良いと思います。	③	E	引き続き取組みを進めてまいります。
122	15	Ⅲ	1	9	5	民生委員等へも、ろう者の理解を広げてほしいと思います。	③	C	いただいた御意見については、今後の事業検討の参考とします。
123	15	Ⅲ	1	9	5	企業への理解はまだ進んでいないと思いますので、合理的配慮の推進と合わせて、手話や文章での情報提供を進められるように、普及・周知してほしいと思います。	③	C	事業者に対する周知啓発について引き続き努めてまいります。
124	15	Ⅲ	1	9	5	コロナ禍で外出ができず、ろう者への情報が不足している。手話での情報が獲得できる環境を整備してほしい。県から発信する会見の動画などには手話通訳をきちんとつけてほしい。	①R3-2 ③	C	ろう者が安心して暮らせるような環境整備に努めてまいります。また、引き続き知事定例会見に手話通訳をつける取組みを進めてまいります。
125	15	Ⅲ	1	9	5	社会全体に手話を普及するのであれば、企業等とのさらなる連携が必要と考えるので、それを進めてほしい。		C	事業者に対する周知啓発、または連携について引き続き努めてまいります。
126	15	Ⅲ	1	9	5	従妹が聴覚障害者で、家族や友人、身近な周囲の人と円満に暮らしていますが、お店など、日常生活の中では苦労もあるようです。手話を使いやすい環境の整備など、ぜひ計画を推進していただくよう、願います。	①R3-2	C	改定計画に基づき、引き続き取組みを進めてまいります。
127	15	Ⅲ	1	9	5	手話を使いやすい環境整備について、社会に広げるには企業への理解推進・周知促進が必要と思う。	①R3-1	C	事業者に対する周知啓発、または連携について引き続き努めてまいります。

整理番号	素案ページ	大柱	中柱	施策	内容区分	意見要旨	(参考) 過去意見の状況	反映区分	県の考え方
128	15	Ⅲ	1	9	5	手話の推進に関して、今回のコロナの状況がテレビ放映されて、各国の状況を見ると、なんと、手話通訳が首相の横で堂々と手話をやっている。ある国の手話通訳は、首相と接近する位置で、やっている。至る所に手話のワイド。日本もそうであって欲しい。10月31日横浜駅の選挙の街頭演説、コロナの第6波が心配される時期でも沢山の人が群がる中、手話通訳の影もなく、演説を聞きたいろう者は蚊帳の外。疎外されている。少数でも日本国民。『ろう者、盲ろう者の現状をもっと見て欲しい』。「音の無い」情報の無い世界におかれる自分、「真っ暗で静寂の世界」に置かれる自分を想像し、孤立したろう者、盲ろう者が何を求めているか考えて欲しい。現状を見るべき。世界の様子、現状を知る必要があると思います。	③	C	ろう者、盲ろう者の置かれた状況を踏まえつつ、今後も施策を検討、実施してまいります。
129	16	Ⅲ	1	10	5	NET110の設置について 川崎市では消防/救急に関する緊急通報システム「NET119」のアプリが完成されているにもかかわらず、警察はなぜ動かないのか 何か起こった場合、身の安全を確保しないのは、矛盾でしょうか。我々は税金を納めている立場であることを考慮してください。		C	いただいたご意見については、県警察にお伝えします。 なお、電話リレーサービスが開始され、緊急時対応にも使えますので、申し添えるとともに、適宜ご利用いただければと思います。
130	16	Ⅲ	1	10	5	手話通訳に関わることについて 手話通訳派遣依頼は情報文化センターへ連絡可能であります。24時間対応になってない。警察や消防署などの緊急時は、ネット119にて申請し、手話通訳に来てもらえるのは可能になっています。土曜日でも日曜日でも年末年始でも可能である。電話の場合、リレーサービスは24時間可能になっている。 (改善して欲しい面) 高齢者が増加している中、コロナ禍の影響により、高齢者が通院で大変になり、最近は訪問診療や訪問看護が増えています。便利になっていますが、手話通訳派遣の依頼時、通常、事前に情報文化センターへ派遣依頼をすることになっていますが、夜間や休日に体調が急変になった場合、手話通訳派遣が出来ない。それがろう者にとって不安に思います。訪問診療や訪問看護ステーションにも、消防署みたいにいつでも手話通訳派遣が出来るよう配慮していただきたい。(リレーサービスで手話通訳は出来ないと言われました)		C	手話通訳派遣については障害者総合支援法の市町村地域生活支援事業であり、支援の内容等は市町村が地域の実情に応じて決定すべきこととされています。ご意見の趣旨は、市町村担当者との会議の機会等に市町村と共有する等、今後の参考とします。
131	16	Ⅲ	1	10	5	コロナ対応として、医療機関で遠隔手話サービスを実施されていますが、非常に良い取り組みだと思います。この取り組みは、手話通訳者の負担軽減となるものと思いますので、引き続き継続していただくようお願いします。また、他の感染症でも活用できるようお願いしたいです。	①R2-1, R3-2 ②R2	C	現行の運用状況を踏まえ、その他の危険な感染症での活用についても検討してまいります。
132	16	Ⅲ	1	10	5	県で実施している遠隔手話通訳の取組ですが、コロナでの医療機関受診には非常に良い取組だと思います。一方で、聴覚障害者にとって、対面での手話通訳がよりよいこともご理解いただければと思います。	③	C	対面での通訳がより適当であることを理解しつつも、手話通訳の感染予防対策として、実施しているものです。今後も対面通訳を基本に、適宜サービスを提供してまいります。
133	16	Ⅲ	1	10	5	風水害など大規模災害が毎年のように発生する現在、ろう者にとって、避難所でコミュニケーションがとれるか、非常に心配に感じています。手話通訳者を避難所に配置する等、市町村の取組かもしれませんが善処していただければと思います。	①R2-2、③	B	ご意見にあるとおり、避難所の運営については市町村の役割のため、計画には記載しませんが、避難所での聴覚障がい者への情報提供及びコミュニティ等の配慮については、既に市町村に促しています。
134	16	Ⅲ	1	10	5	コロナ対応として医療機関での遠隔手話通訳サービスが導入されていますが、非常に良い取組だと思います。コロナが収束傾向にあるようですが、その他の感染症でもこのサービスが使えるとよいと思います。	①R2-1, R3-2 ②R2	C	現行の運用状況を踏まえ、その他の危険な感染症での活用についても検討してまいります。
135	16	Ⅲ	1	10	5	災害時等に、避難所でも聴覚障がい者がコミュニケーションが取れるように、工夫をお願いしたいと思います。	①R2-2、③	B	ご意見にあるとおり、避難所の運営については市町村の役割のため、計画には記載しませんが、避難所での聴覚障がい者への情報提供及びコミュニティ等の配慮については、既に市町村に促しています。
136	16	Ⅲ	1	10	5	新型コロナウイルス感染症に感染したろう者は、宿泊療養が難しいという話がある。電話対応ができなくても、他の方法で対応できるようにしてほしい。	③	C	宿泊療養施設におけるろう者の受け入れについては、現状、受け入れにあたって解決すべき課題があることは承知しており、引き続き検討してまいります。
137	16	Ⅲ	1	10	5	病院への受診の際に、手話通訳の方は新型コロナウイルス感染症などの感染症への感染リスクを抱えながら対応するのは、大変だと思う。感染症の際にはなるべくオンラインで対応できるようにしてほしい。	①R2-1, R3-2 ②R2 ③	B	手話通訳の新型コロナウイルス感染症の感染予防対策として、遠隔手話通訳サービスを実施しています。
138	16	Ⅲ	1	10	5	コロナでの遠隔手話通訳サービスは必要な内容と思う。また、ほかの感染症でも、危険なものはあるので、そうしたものに活用できるよう、検討をお願いしたい。	①R2-1, R3-2 ②R2	C	現行の運用状況を踏まえ、その他の危険な感染症での活用についても検討してまいります。
139	16	Ⅲ	2	11	6	専門人材活動環境充実とは具体的にどのようなことを指しますか？		E	現任研修の充実や派遣機会の拡充などを想定しています。
140	16	Ⅲ	2	11	6	手話講習会及び手話通訳の養成を担う講師の養成についても入れてほしいと思います。	①R2-2、③	A	施策11の「主な施策」において「手話通訳者指導者養成研修の実施」を記載しています。
141	16	Ⅲ	2	11	6	手話通訳士を増やすには、給料や雇用などの処遇面をよくすることが大事だと思います。	①R2-1, R2-2, R3-2、②R2, R3 ③	C	市町村意思疎通支援事業の派遣事業については、各市町村で実施しているものであり、市町村派遣事業の報酬等の見直しについて県の取組みで改善することは困難ですが、本県として可能な活動環境の改善・充実の取組を検討してまいります。

整理番号	素案ページ	大柱	中柱	施策	内容区分	意見要旨	(参考) 過去意見の状況	反映区分	県の考え方
142	16	Ⅲ	2	11	6	手話通訳士が増えるような取り組みを期待したい。	①R2-2、③	C	いただいた御意見については、今後の施策検討の参考とします。
143	16	Ⅲ	2	11	6	手話通訳の養成をさらに進めていけるとよいと思います。	①R2-2、③	C	いただいた御意見を踏まえ、養成やスキルアップの研修に取り組んでまいります。
144	16	Ⅲ	2	11	6	手話通訳はろう者には必要な存在なので、さらに数の増加、質の向上等が進むとよいと思います。そのためにはどうしたらよいのか。国の制度故の難しさもあると思いますが、良い方向に進むように、	①R2-1, R2-2, R3-1, R3-2	C	いただいた御意見については、今後の事業検討の参考とします。
145	16	Ⅲ	2	11	6	手話を使用しやすい環境にするために、手話通訳者、盲ろう者通訳・介助員の身分保障をしっかりとしてほしいです。	①R2-1, R2-2, R3-1, R3-2 ②R2, R3、③	C	身分保障については、国が示している「登録制度」により県や市町村で派遣事業を実施しており、抜本的な見直しを本県の取組みにおいて行うのは困難ですが、いただいた御意見を踏まえ、本県として可能な活動環境の改善・充実の取組を検討してまいります。
146	16	Ⅲ	2	11	6	手話通訳はボランティアのイメージがあるが、その有する専門性等、計画を機に、ろう者への理解と合わせて手話通訳に関しても理解が広がると良いと思うので、お願いしたいです。	①R2-2	A	計画のコラム欄で手話通訳について紹介する等、その理解が広がるよう努めてまいります。
147	16	Ⅲ	2	11	6	ろう者が社会生活を充実していくには、手話通訳士の増員が必要ではないかと感じる。手話通訳士の一層の養成をお願いしたい。	①R2-2	C	いただいた御意見については、今後の施策検討の参考とします。
148	16	Ⅲ	2	11	6	最近では手話通訳をテレビでもよく見かけるのは良いことですが、手話通訳の数が足りているのでしょうか。通訳養成を推進していただきたいと思えます。	①R2-2	C	いただいた御意見については、今後の事業検討の参考とします。
149	16	Ⅲ	2	11	6	手話通訳者を養成するだけでなく、その後の身分保障や雇用拡大、実習などを通じた手話通訳の質の担保なども考えてほしい。コロナ禍で行事が軒並み中止となり、手話通訳、要約筆記の依頼がなく、収入が激減した。ただ、養成するだけでなく、業務の担保もお願いしたい。	①R2-1, R2-2, R3-1, R3-2 ②R2, R3、③	C	手話通訳の質の担保については、施策11の「主な施策」において「現任研修の実施及び研修内容の充実」を記載しています。身分保障については、国が示している「登録制度」により県や市町村で派遣事業を実施しており、抜本的な見直しを本県の取組みにおいて行うのは困難ですが、いただいた御意見を踏まえ、本県として可能な活動環境の改善・充実の取組を検討してまいります。
150	16	Ⅲ	2	11	6	手話通訳者、盲ろう者通訳・介助員を専門人材とするのであれば、活動環境の充実として身分保障について明文化してほしい。	①R2-1, R2-2, R3-1, R3-2 ②R2, R3、③	D	手話通訳者等の養成や派遣は国の制度設計に基づく取組みとなっており、また、資格を有する者について、その資格を持って身分を保証することはできません。また、身分保障について抜本的な見直しを本県の取組みにおいて行うのは困難であることから、計画には反映できません。
151	16	Ⅲ	2	11	6	始まりはボランティア活動だったかもしれないが、福祉的な精神は根本におきつつ職業人として扱うべき。		C	いただいた御意見については、今後の事業検討の参考とします。
152	16	Ⅲ	2	11	6	手話通訳者や触手話をする盲ろう者の通訳介助員。専門職として、人材育成には年数が必要です。子育てしている若い人が、何年かをかけて手話、触手話を身に付け、その職業で食べて生活出来るようにする。『手話をする手話通訳者、特に触手話をする通訳介助員が、育たない足りない原因理由をきちんと考えるべき』。手話通訳と通訳介助員の若い人材の確保には、社会的に知名度を上げ、「待遇の改善」と「仕事の負担の軽減」、「健康を守る」体制の充実が急務です。	①R2-1, R3-1	C	国が示している「登録制度」により県や市町村で派遣事業を実施しており、抜本的な見直しを本県の取組みにおいて行うのは困難ですが、いただいた御意見を踏まえ、本県として可能な環境活動の改善・充実の取組を検討してまいります。
153	16	Ⅲ	2	11	6	盲ろう者の「触手話をする通訳介助員」は、何年もかけて手話通訳者に合格した方々が、触手話を勉強して、触手話で盲ろう者の通訳介助をし、育てるのに何年も時間がかかります。盲ろう者通訳介助員の時給について、電車の遅延を考えて遅刻しないように現場まで早めに行くので、家から現場までの距離が2時間以上の方は、通訳介助時間が1時間の場合、家から往復合わせて5時間かかり、中1時間のみ報酬なので、実質「時給が300円」。謝金は広報費の方が多くなります。帰宅し、報告書二枚を書く時間が残業代として含まれていない。雨の日に出歩かない盲ベースの盲ろう者は、朝突然の雨に通訳介助をキャンセルする。が、キャンセル料は、無し。当日の延長もあるので掛け持ちできず、予定していた派遣がキャンセルされて、1日つぶれてしまう現状。このままで、育成に何年もかかる「若い触手話をする盲ろう者の通訳介助員」が育つのか？、考えて欲しい。また、その若い通訳介助員の子育て時の生活は、成り立つのか？腕を使い、大変な労力、集中力を使う「触手話を使う盲ろう者の通訳介助員」は、「ボランティアではないのです。【きちんとした専門職として、社会的にも認められるべき存在です】」。	①R2-1, R3-1 ②R2, R3 ③	C	いただいた御意見を踏まえ、盲ろう者通訳・介助員の活動環境の充実に努めてまいります。
154	16	Ⅲ	2	12	6	県の事業、民間の事業や行事に手話通訳者が派遣される範囲について市町村で偏りのないような範囲の明記、取り組みを行なってください。		C	手話通訳派遣については障害者総合支援法の市町村地域生活支援事業であり、支援の内容等は市町村が地域の実情に応じて決定すべきこととされており、県でその範囲を決めることができないため、いただいた御意見を計画に反映することはできません。意思疎通支援事業の地域によるばらつきについては、厚生労働省の社会保障審議会（障害者部会）でまとめられた「障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて（中間整理）」において「地域間格差を解消する取組みが必要」とされており、今後の動向を注視してまいります。

整理番号	素案ページ	大柱	中柱	施策	内容区分	意見要旨	(参考) 過去意見の状況	反映区分	県の考え方
155	16	Ⅲ	2	12	6	対県民に対しての事業のみならず、県内で働く県市町村職員や民間企業で働くろう者に対して業務で手話通訳を派遣・設置できるような仕組みを働きかけてください。設置における雇用助成に何らかの支援を図ってください。		C	手話通訳派遣については障害者総合支援法の市町村地域生活支援事業であり、支援の内容等は市町村が地域の実情に応じて決定すべきこととされており、県でその範囲を決めることができないため、いただいた御意見を計画に反映することはできませんが、障がい者を雇用する企業等を対象に、障がい者への理解や必要な合理的配慮に関する研修を実施するなど、引き続き周知啓発に努めてまいります。 なお、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構では、民間企業が聴覚障がい者の方の雇用管理のために必要な手話通訳・要約筆記等担当者の委嘱助成（手話通訳・要約筆記等担当者の委嘱助成金）を行っています。
156	16	Ⅲ	2	12	6	【施策12手話通訳者、盲ろう者通訳介助員が派遣される機会】 (要望) 「手話を使用しやすい環境の整備」には手話を必要とするろう者の学ぶ機会を広げるため市や県の事業やイベント以外の学習塾や、資格取得のための講習、趣味の勉強会など、手話通訳を派遣できる範囲を広げられるよう働きかけてください。 手話通訳を用意できないと断られることのないよう、これらの場合においても派遣をする、派遣ができるような周知をお願いします。	①R2-2、③	C	手話通訳派遣については障害者総合支援法の市町村地域生活支援事業であり、支援の内容等は市町村が地域の実情に応じて決定すべきこととされており、県でその範囲を決めることができないため、いただいた御意見を計画に反映することはできません。（【障害福祉課】以下、コメントの追記をお願いします。） 意思疎通支援事業の地域によるばらつきについては、厚生労働省の社会保障審議会（障害者部会）でまとめられた「障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて（中間整理）」において「地域域間格差を解消する取組みが必要」とされており、今後の動向を注視してまいります。
157	16	Ⅲ	2	12	6	川崎市は手話通訳派遣出来る範囲が横浜市と比べて狭い (川崎市は勉強会、趣味などに派遣できない)	①R2-2	C	手話通訳派遣については障害者総合支援法の市町村地域生活支援事業であり、支援の内容等は市町村が地域の実情に応じて決定すべきこととされており、県でその範囲を決めることができないため、いただいた御意見を計画に反映することはできません。（【障害福祉課】以下、コメントの追記をお願いします。） 意思疎通支援事業の地域によるばらつきについては、厚生労働省の社会保障審議会（障害者部会）でまとめられた「障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて（中間整理）」において「地域域間格差を解消する取組みが必要」とされており、今後の動向を注視してまいります。
158	16	Ⅲ	2	12	6	民間の企業、医療機関、学校、資格取得教育機関などに対し、手話通訳者の配置の促進を働きかける施策を行うことも入れてほしいと思います。		C	いただいた御意見については、今後の施策の参考とし、聴覚障がい者への合理的配慮の必要性について周知してまいります。
159	16	Ⅲ	2	12	6	障害者差別解消法の施行によって、市町村の派遣では今までは当事者（聞こえない人）の不利益にならないよう市町村が派遣をおこなっていたものを、民間や他の公的機関に対しては「自ら手話通訳を準備するもの」と考え、各々の市の判断で派遣をおこなわなくなる危険性があります。 その結果、民間などは筆談で対応する（合理的配慮ではあるのですが…）など、手話を言語とする当事者が内容を理解できないという不利益を被る事態がおこりかねません。 県の計画の中で、民間にも手話通訳の利用を促すとあります。 手話通訳派遣の必要性を周知し、民間には手話派遣を使用した場合は費用の一部の補助など具体的施策で、手話通訳派遣の機会の拡充を行っていただきたいと思っています。		C	意思疎通支援事業の地域によるばらつきについては、厚生労働省の社会保障審議会（障害者部会）でまとめられた「障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて（中間整理）」において「地域域間格差を解消する取組みが必要」とされており、今後の動向を注視してまいります。 また、合理的配慮の推進について一層の周知を図り、手話通訳派遣の機会の拡充に努めてまいります。
160	3	—	—	—	1	計画期間は5年間となっているが、社会環境の変化が速くなる中では、5年間は長いのでは。計画期間に見直しする等、必要に応じて柔軟に対応していただきたい。		B	計画案にも記載のとおり、計画年度中であっても必要に応じて見直しを行い、計画を修正してまいります。
161	3	—	—	—	1	計画期間は5年間とのことだが、社会環境が大きく変化する中では、5年間は長いのではないかと。計画期間中に随時見直しする等、必要に応じて柔軟に対応していただきたい。		B	改定計画にも記載のとおり、計画年度中であっても必要に応じて見直しを行い、計画を修正してまいります。
162	3	—	—	—	1	計画期間は5年とありますが、他の計画も大体同じ期間なのではないかと。3年程度で見直す機会があってもよいのではないかと思います。		B	計画にも記載のとおり、計画年度中であっても必要に応じて見直しを行い、計画を修正してまいります。
163	21	—	—	—	1	「第3章 計画の推進体制」についてですが、社会全体に手話を普及するのであれば、企業等との連携が必要と思われます。ご検討ください。		C	現在は個別の事業者との連携はありませんが、今後計画を推進していく上で、その対応について検討してまいります。
164	—	—	—	—	1	手話推進計画について、手話を言語として守るための取り組みが見えないと感じます。ろう者の文化の中で生まれた伝統的な言語であるからこそ、例えばろう学校を中心として次の世代につなげてゆけると良いかと思います。聞こえるお子さんたちへの手話普及はもとより、ろうのお子さん方にも手話の正しい文法などを学校の授業の中で（「国語」のように）教えられる仕組みがあると安心です。	③	C	学校教育の授業は学習指導要領に基づくため、ご意見を反映することはできませんが、いただいた御意見については、今後の施策検討の参考とします。
165	—	—	—	—	1	I 計画の趣旨と基本方針 1 計画改定の趣旨 条例には「手話は、手や指、体の動きなどを用いる独自の語彙及び文法体系を有し、ろう者とうろう者以外の者が、互いの人権を尊重して意思疎通を行うために必要な言語である」と書いてありますが、「ろう者とうろう者以外の者が意思疎通を行う」というよりは「ろう者同士はもちろん、ろう者以外の人と意思疎通を行う」というような表現の方があっていいと思いますので、変えてほしいと思います。		A	本記載は、条例の前文にある手話の意義についての記載を引用しており、そのことを明確にするために、「手話の意義について」という記載を追記します。 なお、御意見にある趣旨は、条例前文の2段落目前半に記載されていると考えます。

整理番号	素案ページ	大柱	中柱	施策	内容区分	意見要旨	(参考) 過去意見の状況	反映区分	県の考え方
166	—	—	—	—	1	現在の計画には、コラムのページがあり、計画に携わった方々の声を聴くことができた。今回の計画でも、そのようなページをお願いしたい。	①R3-2	A	いただいた御意見も踏まえ、当事者委員のコラムを掲載します。
167	—	—	—	—	1	現在の計画では、「手話のある街、未来予想図」が掲載されていたが、とても夢のある内容だった。今回の改定でも、手話を使う方々が夢を持てるような計画となるようお願いしたい。	①R3-2	A	いただいた御意見も踏まえ、前回のコラムに引き続き、「手話のある街、未来予想図」を掲載します。
168	—	—	—	—	1	県の条例や計画は、市町村単位で活動している身には実感が無い。条例や計画があることも知らなかった。条例や計画の普及も必要ではないか。		C	手話の普及の観点からも、手話言語条例や手話推進計画の周知を進めてまいります。
169	—	—	—	—	1	コラムのページが設けられるようだが、ぜひ聴覚障がい者の日頃感じていることを幅広く紹介してほしい。健聴者では気づかないことがたくさんあると思う。	①R3-2	A	いただいた御意見も踏まえ、当事者委員のコラムを掲載します。
170	—	—	—	—	1	手話推進計画素案はよくできていると思う。県が色々な取組みをしていることがわかり、心強く思った。		E	改訂計画の内容を踏まえ、引き続き取組みを進めてまいります。
171	—	—	—	—	1	現在の計画策定の際もパブリックコメントを実施されましたが、終了後、計画に十分反映する時間がなかったように思われます。今回の改定では、意見を十分反映できるようなスケジュールをお願いいたします。	①R2-1 ③	B	前回の計画改定の際の状況を踏まえ、今回は、パブリックコメントを10月中旬～11月中旬に実施した上で、そこで出た意見について時間をかけて検討しました。
172	—	—	—	—	1	盲ろう者の記述がなされているのはとても良いと思います。		E	改定計画では、可能な限り盲ろう者についても言及しています。
173	—	—	—	—	1	コラムはこれから書かれると思いますが、当事者の思いがしっかり伝わる内容を期待しています。	①R3-2	A	いただいた御意見も踏まえ、当事者委員のコラムを掲載します。
174	—	—	—	—	1	コラムでは、現状のほか、先進的な取組みなども紹介されると良いと思います。		A	いただいた御意見も踏まえ、先進的な取組みも掲載します。
175	—	—	—	—	1	県は手話条例を全国で2番目に制定しており、ろう学校でも工夫した取組みがなされています。計画改定は、県の取組みを全国に紹介することにもなると思いますので、しっかりお願いしたいです。		C	いただいた御意見を踏まえ、様々な機会をとらえて計画について周知してまいります。
176	—	—	—	—	1	現行計画に記載されているコラムは、当事者の意見・思いが記載されていたので、計画を「読み物」としても興味深く読むことができた。今回の計画でも、そのようなコラムがあるとよいと思います。	①R3-2	A	いただいた御意見も踏まえ、今回も当事者委員のコラムを掲載します。
177	—	—	—	—	1	この計画の普及に当たっては、出前講座などではいかがでしょうか。		C	いただいた御意見も踏まえ、改定計画の周知方法について検討・実施します。
178	—	—	—	—	1	聞こえる人たちに手話の言語としての重要性がどこまで伝わっているかが今一つわからない。手話は「サイン」ではなく「言語」であることについて、条例を通じてきちんとわかってもらいたいし、それを意識して計画を策定してほしい。	②R2	C	手話が言語であるという基本的な考え方にに基づき、改定計画を策定し、周知してまいります。
179	—	—	—	—	1	計画というと、堅苦しいイメージがありますが、現在の計画ではコラムがあり、読みやすかったです。手話の普及を目指す計画なので、あまり堅苦しくない記載内容の方がよいのでは、と思いました。	①R3-2	A	いただいた御意見も踏まえ、今回も当事者委員のコラムを掲載します。
180	—	—	—	—	1	盲ろう通訳・介助員のことも書かれているのは良いと思います。		E	改定計画では、可能な限り盲ろう者についても言及しています。
181	—	—	—	—	1	普及推進には何が有効なのか、引き続き、考えてほしいです。		C	手話の普及推進のために、何が有効なのかを念頭におきながら、取組みを進めてまいります。
182	—	—	—	—	1	前の計画にあったコラムは、今回もあるということなので、ぜひ、内容が充実するように、お願いします。		A	いただいた御意見も踏まえ、当事者委員のコラムを掲載するとともに、内容も各委員の状況を踏まえたものとします。
183	—	—	—	—	1	計画改定では、皆さんが、「こうなったら良いな」という夢を持てるような、前向きな将来像を見せてもらえるとありがたいです。	①R3-2	A	いただいた御意見も踏まえ、前回のコラムに引き続き、「手話のある街、未来予想図」を掲載します。
184	21	—	—	—	7	推進体制（質問） 計画の推進体制神奈川県手話言語普及推進協議会の有識者はどのような専門を持つ人を呼んでいるのでしょうか。		E	人権・障害福祉、社会福祉、特別支援教育、産業・技術政策の各分野の知見を有する有識者を委員としています。
185	21	—	—	—	7	全体的に、実施している事業や制作冊子の周知など、定期的に発信（県のたよりや、各メルマガ等への宣伝、団体へのお知らせ等）するとか、HPを工夫（写真掲載）するとか、当事者や企業など、相手先を踏まえて、推進していけると良いと思います。		C	県の取組みがわかりやすくなるよう、その周知方法について検討してまいります。
186	22	—	—	—	7	県の取り組みがまったく見えない。隔月毎でもいいので、報告が欲しい		C	県の取組みがわかりやすくなるよう、その周知方法について検討してまいります。
187	22	—	—	—	7	県は、計画改定した後も、当事者団体との意見交換の場を持っていただくなど、当事者の意見をお聞きいただきたいと思っています。		A	当事者委員も参加しております手話言語普及推進協議会においても当事者委員の御意見を伺ってまいります。併せて施策の推進にあたっては、引き続き当事者との意見交換等、ご意見を伺いながら進める予定です。また、その旨を改定案（第3章「II 進行管理」）に追記しました。
188	22	—	—	—	7	「第3章 計画の推進体制」で、進行管理について記載があるが、当事者の声も大切にしてほしいです。		A	当事者委員も参加しております手話言語普及推進協議会においても当事者委員の御意見を伺ってまいります。併せて施策の推進にあたっては、引き続き当事者との意見交換等、ご意見を伺いながら進める予定です。また、その旨を改定案（第3章「II 進行管理」）に追記しました。

整理番号	素案ページ	大柱	中柱	施策	内容区分	意見要旨	(参考) 過去意見の状況	反映区分	県の考え方
189	22	—	—	—	7	計画改定した後も、ろう者の意見をよく聞いて取り組みを進めてほしい。		A	当事者委員も参加しております手話言語普及推進協議会においても当事者委員の御意見を伺ってまいります。併せて施策の推進にあたっては、引き続き当事者との意見交換等、ご意見を伺いながら進める予定です。また、その旨を改定案（第3章「Ⅱ進行管理」）に追記しました。
190	—	—	—	—	7	計画改定素案では電話リレーサービスについて書かれていた。そのほかにも手話に関連する内容が書かれているとよい。現在の計画には、コラムのページがあり、計画に携わった方々の声を聴くことができた。今回の計画でも、そのようなページがあるとよい。現在の計画では、「手話のある街、未来予想図」が掲載されていたが、とても夢のある内容だった。今回の改定でも、ろう者の方々が夢を持てるような計画となるようにしてほしい。		A	いただいた御意見を踏まえ、前回のコラムに引き続き、「手話のある街、未来予想図」を掲載します。
191	—	—	—	—	7	今回、計画改定に当たって、当事者団体との意見交換会を開催していただきましたが、計画改定後も、このような場を設定していただければ幸いです。よろしくお願いいたします。		A	当事者委員も参加しております手話言語普及推進協議会においても当事者委員の御意見を伺ってまいります。併せて施策の推進にあたっては、引き続き当事者との意見交換等、ご意見を伺いながら進める予定です。また、その旨を改定案（第3章「Ⅱ進行管理」）に追記しました。
192	—	—	—	—	7	計画改定後も、当事者の声を聞く機会を持ってくださるようお願いします。		A	当事者委員も参加しております手話言語普及推進協議会においても当事者委員の御意見を伺ってまいります。併せて施策の推進にあたっては、引き続き当事者との意見交換等、ご意見を伺いながら進める予定です。また、その旨を改定案（第3章「Ⅱ進行管理」）に追記しました。
193	—	—	—	—	7	この計画は、県の中ではどのような位置づけになっているのでしょうか。県では、地域福祉支援計画があったと思いますが、それとの関係性はどうか。単に計画を数多く作るのではなく、それぞれの計画が連携して施策展開することが重要と思います。		C	本計画は、県の送付号計画である「かながわランドデザイン」につらなる個別計画で、同ランドデザインにある「誰もがその人らしくくらせる地域社会の実現に向けて、障がい児・者を取り巻く社会的障壁の排除や障がいに対する理解促進に取り組む」という方向性を踏まえ、策定されています。また、関係するそのほかの計画についても、同様の方針に基づき策定されており、適宜連携して施策を展開しており、今後も連携して対応してまいります。
194	—	—	—	—	7	今回、計画改定されますが、当事者団体としては、県と意見交換できる場が非常に重要です。今後も引き続き、意見交換できる場を作っていただきますようお願いします。		A	当事者委員も参加しております手話言語普及推進協議会においても当事者委員の御意見を伺ってまいります。併せて施策の推進にあたっては、引き続き当事者との意見交換等、ご意見を伺いながら進める予定です。また、その旨を改定案（第3章「Ⅱ進行管理」）に追記しました。
195	—	—	—	—	7	・計画改定した後も、当事者団体との意見交換の場を持っていただく等、当事者の意見をしっかりと聞き、進行管理をしてほしい。		A	当事者委員も参加しております手話言語普及推進協議会においても当事者委員の御意見を伺ってまいります。併せて施策の推進にあたっては、引き続き当事者との意見交換等、ご意見を伺いながら進める予定です。また、その旨を改定案（第3章「Ⅱ進行管理」）に追記しました。
196	—	—	—	—	7	計画期間については、5年とありますが、今後の社会情勢の変化を見て、柔軟に、必要に応じて変えると良いと思います。		B	計画案にも記載のとおり、計画年度中であっても必要に応じて見直しを行い、計画を修正してまいります。
197	—	—	—	—	7	県は施策の実施にあたり、今後も当事者との意見交換をしていただきたい。		A	当事者委員も参加しております手話言語普及推進協議会においても当事者委員の御意見を伺ってまいります。併せて施策の推進にあたっては、引き続き当事者との意見交換等、ご意見を伺いながら進める予定です。また、その旨を改定案（第3章「Ⅱ進行管理」）に追記しました。
198	20	—	—	—	8	電話リレーサービスが開始されたが、県民に浸透していないと思うので、様々な場面で周知してほしい。		B	改定計画の中で、関連事項として紹介しており、今後も様々な場面で周知してまいります。
199	23	—	—	—	8	文言説明のところに「手話通訳」→手話を用いて、ろう者とろう者以外の人のコミュニケーションを仲介すること。「手話通訳者」→手話の知識と技術を用いて、ろう者とろう者以外の人のコミュニケーションを仲介する人。とありますが、「仲介」というと「両者の間に入って取り次いだりまとめたり・・・」と言う意味があります。対人援助部分は手話通訳者の業務の一部とは考えていますが、取り次ぎまとめではないと思います。日本語と日本手話の言語通訳が基本にあることがこの説明ではわかりません。再考をお願いします。		A	いただいた御意見を踏まえ、次のとおり修正しました。「手話通訳」：手話言語の技能を有する者（ろう者含む）及び手話通訳技能を持つ者が、言語としての日本語及び手話言語間におけるコミュニケーション障壁を解消するために意思疎通の支援を行うこと。「手話通訳者」：言語としての日本語及び手話言語に精通し、両文化を有する者が、手話言語の技能を用いて両言語間におけるコミュニケーション障壁を解消するために意思疎通の支援を行うもの。

整理番号	素案ページ	大柱	中柱	施策	内容区分	意見要旨	(参考) 過去意見の状況	反映区分	県の考え方
200	23	—	—	—	8	用語の説明 (質問) 手話の定義についてはどこからの資料を参考にしましたか？参考にした専門書、論文などの注釈を載せていただけないでしょうか？		A	用語の説明については、学術的な観点からだけではなく、より分かりやすくなるよう記載しているところですが、御意見も踏まえ、次のとおり修正しました。 手話（手話言語）：ろう者及び盲ろう者等が、自ら生活を営むために使用している、主として手の形、位置、動きや表情により概念を表し、お互いの意思を伝えあう「視覚言語」。独自の言語体系を有する言語を指し、豊かな人間性の涵養及び知的かつ心豊かな生活を送るための言語活動の文化的所産を言い、日本語と同等の言語として法的にも位置付けられている。（平成23年8月5日施行「障害者基本法」）
201	—	—	—	—	8	介助犬、聴導犬同伴について 私はまだ聴導犬がついていませんが、今年9月に武蔵小杉にある日本医科大学武蔵小杉病院は残念なことに、介助犬、聴導犬同伴を認めないといわれました。 移設前は同伴を認めていたのに、移設後は同伴を認めないとはどういう意味でしょうか。 他の病院はどのような配慮をしているかわかりませんが、こういったような状況にならないよう見直していただきたいです。		E	介助犬、聴導犬については、本計画の対象ではありませんが、関係課には今回の御意見を情報提供します。
202	—	—	—	—	8	電話リレーサービスが開始されましたが、こうした取り組みの普及もお願いしたいです。		B	改定計画の中で、関連事項として紹介しており、今後も様々な場面で周知してまいります。
203	—	—	—	—	8	令和3年度第2回手話言語普及推進協議会の審議結果を読みました。その中で、ろう学校に関する発言は、現場の教職員の総意なのでしょうか。発言の中には、聴覚障害のことを十分に理解しているのか疑問に思うところもあります。		E	協議会では委員各々の立場から御意見をいただいております。
204	—	—	—	—	8	目が見えず、耳が聞こえない間の中、寂しく暮らしている一人ぼっちの盲ろう者がなんと多い事か。一人ぼっちの盲ろう者が、一人ぼっちで亡くなる現状に心が痛みます。他地域大阪や神戸の「神戸長田ふくろうの杜」。グループホーム「大阪ミッキーハウス」。「ろう者、盲ろう者が安心して暮らせるケア付き住宅」。手話があり、触手話がある、ろう者盲ろう者が暮らす共同生活高齢者施設、グループホームなどの必要性を考えて欲しい。		D	共同生活高齢者施設、グループホームは、介護保険事業や障がい福祉サービス事業であり、手話の改定計画には反映できません。 また、先行事例についても、事業者による同事業として実施されていると認識しています。ご意見については、今後の参考とします。 なお、県聴覚障害者福祉センターでは、聴覚障がい者が入所した施設の職員向けに出張講座を行っており、ろう・盲ろう高齢者が安心して暮らせるよう、今後も取り組みを検討してまいります。
205	—	—	—	—	8	盲ろう者ゆりの会の活動拠点である事務所もない現状。盲ろう者が集まって話をする会議室もなく、毎回毎回の会議に場所を探す事が、暗闇、音の無い、盲ろう者にとっていかに大変か。		E	御意見として受け止めさせていただきます。